

「社会を明るくする」運動から、家庭教育を考える

開倫塾

塾長 林 明夫

おはようございます。開倫塾塾長の林明夫です。今朝も「開倫塾の時間」をお聴きいただきましてありがとうございます。

今日7月1日から「社会を明るくする」という運動が始まります。法務省が、犯罪を減らす、一度罪を犯した人に立ち直ってもらい再犯を防止する等、様々な取り組みを行っていますので、皆様にも是非興味を持っていただき、どのように取り組んだらよいのかをお考えいただきたいと思います。

先週から、奈良県をはじめ折々で信じがたい事件が起きています。そこで、今回は、家庭教育について考えてみたいと思います。奈良県の場合は、学校の勉強だけでは足りないからと、お父さんが家で一生懸命教えたわけです。その結果、子供に色々な感情が湧いてきてあのような痛ましい事件が起こってしまいました。この子供が通う私立の中学・高校では、学習塾へ行くことを禁止していたようです。学習塾をしている私が言うのもおかしいですが、一つの解決策としては、もし塾通いを禁止するのであれば、学校の中で最後まで面倒を見るべきでしょう。つまり、お父さんの指導がなければうまく勉強ができない状況にせず、学校において補習や補講などで手厚い教育を行うべきであったと思います。偏った考え方もかもしれませんが、その子が学習塾などに行って補習や補講を受けていれば、このような事件は起こらなかつたかもしれません。

家庭教育が一番大切です。では、どのように家庭教育をしたらよいのでしょうか。お子さんに、して良いこととして悪いことを明確に理解させて、それを身に付けさせていただきたいと思います。してはいけないこととは、刑法に示されている犯罪行為です。議論の余地無く、殺人や暴行、障害、窃盗などをしてはいけないということを、両親は固い決意で教えなければなりません。では、具体的にはどのようにしたらよいのでしょうか。お子さんの年齢や心の状態を考慮しながら、必要な状況の時に教えるしかないと思います。

お子さんに教えていただきたいことのいくつかをお話させていただきます。例えば、約束は守る。友達と待ち合わせをしたときは、約束した時間の5分前から10分前には到着する。できない約束はしない。人から物を借りたら必ず返す。よほどの事情があつてお金を借りたときなどは、生活を切り詰めて、3度の食事を2度にしてでも必ず返す。他人のものも自分のものと同じように大切に扱う。また、万引きや暴行、傷害、20歳以下の飲酒や喫煙、薬物の使用などは絶対にやらない。両親は、このようなことを決して見逃してはいけません。暴走行為は、バイクや車を取り上げてでも止める。

これくらいの断固とした態度をとっていただきたいと思います。事と場合によっては、警察の手を借りてでも解決を図ろうとする気持ちが必要です。子供との関係が悪くなることを心配するような甘い考え方をしてしまうと、取り返しのつかないことになると思います。

今週は、「社会を明るくする」という運動から、家庭教育についてお話をさせていただきました。